

令和7年度 入所の手続きについて

問合せ：〒409-3244 市川三郷町岩間 495
市川三郷町役場 子育て支援課
電話:0556-42-8218

保育所(園)、幼稚園、認定こども園を利用するためには、入所の申込みと併せて、保護者の就労等の家庭状況や利用を希望する施設にあわせ、下表の給付認定を受け、支給認定証の交付を受ける必要があります。認定を受けることで施設の利用が可能となります。

・支給認定区分(教育・保育給付認定)

認定区分	対象となる子ども	利用可能な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3才以上で、「幼稚園等での教育」 を受けることを希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定:満3歳以上)	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」 に該当し、保育等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定:満3歳未満)	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」 に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所・小規模保育所 認定こども園等

・各施設の簡単な説明

保育所	0歳から5歳児までの 仕事等で家庭で保育ができない 保護者に代わり保育する施設
幼稚園	3歳から5歳児までの 小学校以降の教育の基礎をつくる 幼児期の教育の場
認定こども園	保育所と幼稚園の両方を併せ持った施設。
小規模保育所	0歳児から2歳児までの子どもを少人数で保育する施設。

※小規模保育所は地域型保育事業の1つに位置づけられ、他にも家庭的保育、事業所内保育等があります。

・支給認定の有効期間

認定区分	認定を受けられる期間
1号認定	満3歳の誕生日の前々日から小学校入学前まで
2号認定	満3歳の誕生日の前々日から小学校入学前までの期間のうち、保育が必要と認められる期間
3号認定	満3歳の誕生日の前々日までの期間のうち、保育が必要と認められる期間

・令和7年度保育実施年齢

生 年 月 日	クラス年齢	小学校入学前までの施設 利用終了日
平成31年4月2日～令和2年4月1日	5歳児	令和8年3月31日
令和2年4月2日～令和3年4月1日	4歳児	令和9年3月31日
令和3年4月2日～令和4年4月1日	3歳児	令和10年3月31日
令和4年4月2日～令和5年4月1日	2歳児	令和11年3月31日
令和5年4月2日～令和6年4月1日	1歳児	令和12年3月31日
令和6年4月2日以降	0歳児	令和13年3月31日または 令和14年3月31日

保育認定(2号・3号認定)は保育の必要性に応じて保育必要量に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。
 区分により、保育の利用時間及び利用者負担額(保育料)が異なります。

保育必要量	保育の利用時間(1日上限)	対象となる事由(就労について)
保育標準時間	11時間まで	おおむね <u>月120時間以上</u> の就労
保育短時間	8時間まで (基本保育時間)	おおむね <u>月48時間以上120時間未満</u> の就労

※就労以外の事由については下表の保育必要量の基準を参考にしてください。

区 分	早朝保育	基本保育時間 (午前8時30分～午後4時30分)	夕方保育
保育標準時間		通常保育時間 (8時間)	
	早朝＋通常8時間＋夕方＝11時間		
保育短時間		通常保育時間 (8時間)	

※町内公立保育所の開所時間のイメージです。私立保育園等施設により時間は異なります。

保育必要量の基準

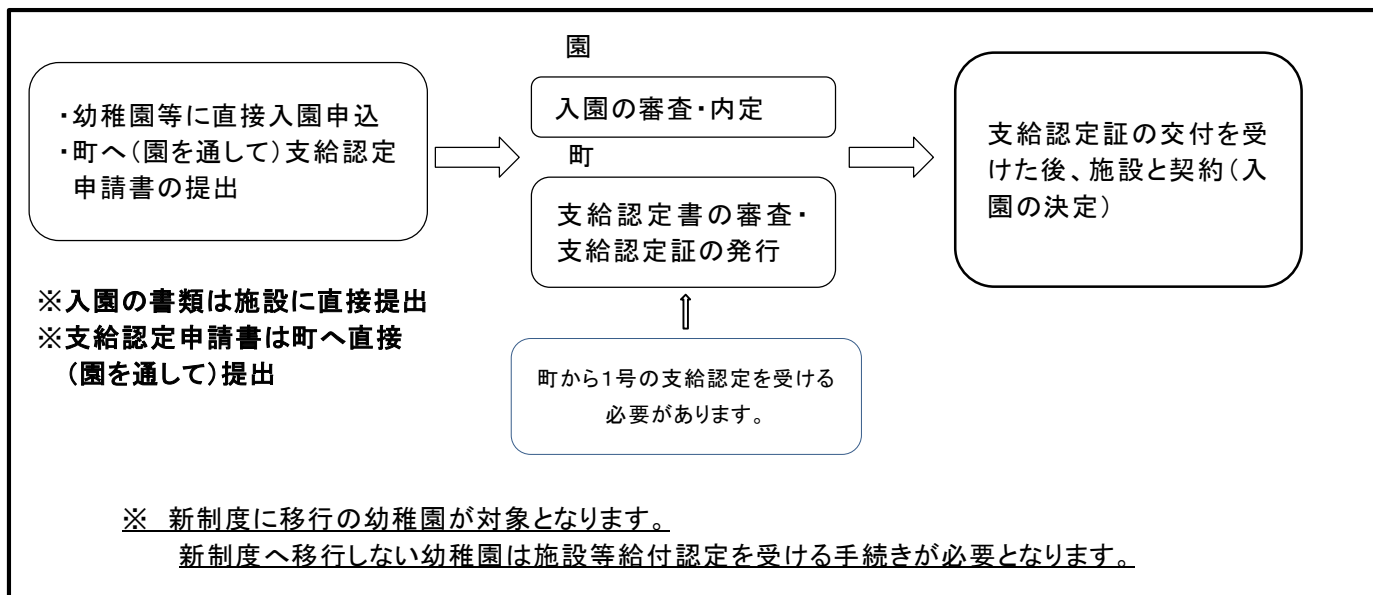
保育の認定を受けるには、保護者の方が、次の事由のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要性の基準	必要量の区分
・1月あたりの <u>就労時間が48時間以上</u>	保育標準又は短時間
・母親が <u>出産前後</u> であること。	保育標準時間
・ <u>疾病</u> にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	保育標準時間
・同居又は長期入院している親族等を常時 <u>介護又は看護</u> していること。	申立書の内容で認定
・震災、風水害、火災その他の <u>災害の復旧</u> に当たっていること。	保育標準時間
・ <u>求職活動</u> (起業の準備を含む。)を行っていること。	保育短時間
・ <u>就学</u> していること(職業訓練校等における職業訓練を含む。)	申請内容で認定
・ <u>児童虐待</u> を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められること。	保育標準時間
・ <u>配偶者からの暴力</u> により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。	保育標準時間
・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続的に利用が必要であること	保育短時間
・上記以外で保育が必要となる事項に該当すること。	申請内容で認定

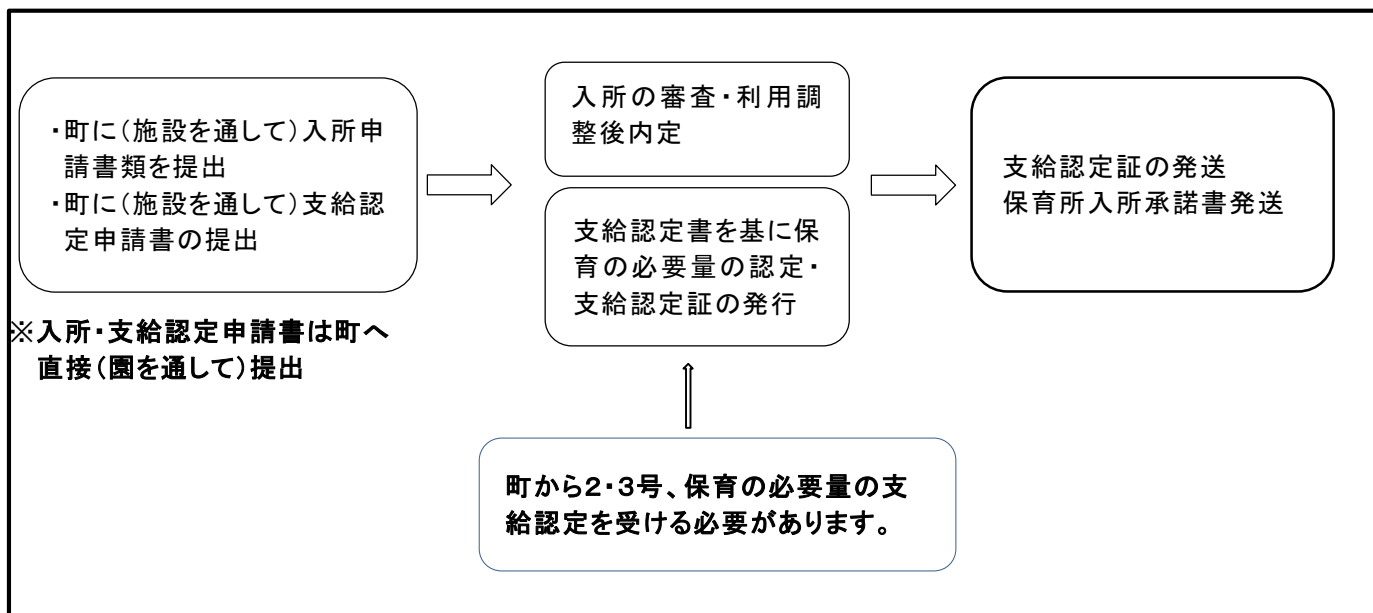
※ 上記以外で保育が必要な事項については、児童の家庭の状況等を確認しながら判断します。

申込みから入所・利用の流れについて

幼稚園・認定子ども園等の教育利用希望の場合（1号認定）



保育所・認定こども等の保育利用を必要とし希望する場合（2号・3号認定）



※ 支給認定証等の発送は、1月中旬を予定しています。

※ 町外施設へ入所の場合も、住所地（本町）で上記の申請手続きをします。

※ 育休明けで入所する場合、前月の月初（1日）からの入所となります。（例 5/15 復職→4/1 入所可能）

ただし復職後に標準時間となる場合、その間も標準時間の利用料となります。

※ 年度途中から入所希望する場合は定員に余裕があれば入所可能となります。

利用者負担額(保育料)について

4月分から8月分までの保育料は令和5年度市町村民税所得割課税額(市町村民税所得割額)で、9月分から10月分までの保育料は令和7年度市町村民税課税額で保育料を算定します。(父・母合算した額)

4月～8月分までの保育料	9月～3月分までの保育料
令和6年度住民税課税額	令和7年度住民税課税額

利用者負担額の納入先は利用する施設によって変わります。

町内公立保育所・町内・外私立保育所	市川三郷町へ納入
町外公立保育所	施設が所在する市町村へ納入
幼稚園・認定こども園	利用する施設へ納入

※いずれの施設も本町の算定基準の金額を納入していただきます。

令和7年度の3歳未満児の利用者負担額は下表のとおりとなります。(3歳以上児は無償化により0円となります)

令和元年度利用者負担額基準表（保育認定）

世帯階層区分		町基準額	
		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3-1	市町村民税均等割課税世帯及び所得割24,300円未満	12,000	10,800
第3-2	市町村民税所得割24,300円以上48,600円未満	14,000	12,600
第4-1	市町村民税所得割48,600円以上63,400円未満	18,000	16,200
第4-2	市町村民税所得割63,400円以上76,000円未満	20,000	18,000
第4-3	市町村民税所得割76,000円以上87,000円未満	22,000	19,800
第4-4	市町村民税所得割87,000円以上97,000円未満	24,000	21,600
第5-1	市町村民税所得割97,000円以上122,000円未満	27,000	24,300
第5-2	市町村民税所得割122,000円以上142,000円未満	30,000	27,000
第5-3	市町村民税所得割142,000円以上157,000円未満	32,000	28,800
第5-4	市町村民税所得割157,000円以上169,000円未満	34,000	30,600
第6	市町村民税所得割169,000円以上301,000円未満	36,000	32,400
第7	市町村民税所得割301,000円以上397,000円未満	38,000	34,200
第8	市町村民税所得割397,000円以上	40,000	36,000

ひとり親世帯等特別認定徴収額

階層区分	3歳未満児	
第2	0	0
第3-1	5,000	4,500
第3-2	5,000	4,500
第4-1	5,500	4,900
第4-2	5,500	4,900
第4-3	5,500	4,900
第4-4	6,500	5,800

※第2子以降の子の保育料について

3－1階層から5－4階層までと第6～第8階層までとで第2子以降の子の保育料の取り扱いが異なります。

第3階層から第5階層

第1子	基準額	世帯の全ての児童等で数えて第1子
第2子以降	無料	世帯の全ての児童等で数えて第2子以降

第6階層から第8階層

第1子	基準額	小学校就学前までの保育所・認定こども園・幼稚園等に入所している児童の範囲で第1子・第2子を数えます。
第2子	6割軽減	
第3子以降	無料	

※ 年齢は4月1日現在の年齢が1年間適用されます。
※ 配当控除、住宅借入金控除、寄付金控除等の控除前の金額により算定します。
※ 令和年度の基準表となります。

※ 年齢は4月1日現在の年齢が1年間適用されます。
※ 配当控除、住宅借入金控除、寄付金控除等の控除前の金額により算定します。
※ 令和年度の基準表となります。

- * **税の申告が未申告の場合は、最高額での徴収**となりますので、ご承知おき下さい。
- * **保育料の支払いが数ヵ月滞った場合は、申出徴収(児童手当)等から徴収**させていただく場合があります。

・幼児教育・保育の無償化について

保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行した）等施設に通う3歳以上の全ての子どもと、町民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象となります。

・実費徴収および副食費について

実費徴収として教材費、絵本代、通園バス利用料等各施設に支払う費用については無償化の対象とはならず、保護者負担となります。

3歳以上児の副食費（おかず代）について、実費徴収と同じ取り扱いになります。各施設で定めた金額を施設に収めていただきますが、副食費については下表のとおり免除対象の範囲が設けられています。

教育利用（1号認定）の副食費の免除範囲

範囲	第1子	第2子	第3子
所得割額77,701円未満	免除	免除	免除
所得割額77,701円以上	徴収	徴収	

※77,701円未満までについては年齢に関わらず世帯の子の数により第1子・第2子を算定

※57,700円以上・77,701円以上については小学校3年生までの子の数により第1子・第2子を算定

保育利用（2号認定）の副食費の免除範囲

範囲	第1子	第2子	第3子
所得割額57,700円未満	免除	免除	免除
所得割額57,700円以上	徴収	徴収	

※ひとり親家庭等

範囲	第1子	第2子	第3子
所得割額77,701円未満	免除	免除	免除
所得割額77,701円以上	徴収	徴収	

※57,700円未満・77,701円未満までについては年齢に関わらず世帯の子の数により

第1子・第2子を算定

※57,700円以上・77,701円以上については小学校就学前までの子の数により第1子・第2子を算定

入所の手続きに必要な書類について

幼稚園等(1号認定を受ける児童)

必要書類	
入 園 願 書	園から配付される申込書類
支 給 認 定 申 請 書	別添記入例を参考に記入してください。
そ の 他	必要に応じて

保育所等(2・3号認定を受ける児童)

支給認定請求書・入所申込書	新規に入所される方 : 別添、記入例を参考ください。
現況届・継続入所申込書	継続入所の方 : 別添、記入例を参考ください。
保育の必要性を明らかにする書類	事由に応じ、下記書類を提出してください。
就 労	就労証明書 (同封の書式に証明を受けてください。HP にも掲載) 自営業・農業・内職も同封の書式に記入下さい。 * <u>就労期間が切れる場合は、必ず再度就労証明を提出下さい。</u>
出 産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページの写し)
求 職 中	求職申立書 (3 か月以上は認められません)
育 休 中	育児休業が分かる証明書 (就労証明書に記入欄があります)
疾 病	障害者手帳・診断書 (申立書の提出も必要となります)
介 護	看護・介護申立書 (障害者手帳・介護保険証等の写しを添付)
就 学	在学証明書又は学生証の写し (就学時間が分かる写しを添付)
そ の 他	必要に応じ提出いただきます。お問合わせください。

提出期限

令和6年11月15日(金)

提出場所

入所希望施設

役場子育て支援課(六郷庁舎)

(三珠支所住民サービス係・本庁舎福祉課も受付可能)

町 内 の 保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 一 覧

・公立保育所

施設名称	住所	電話番号	定員	保育時間	
三珠保育所	〒409-3612 市川三郷町上野 2672-4	055-272-0512	58	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
大塚保育所	〒409-3611 市川三郷町大塚 2077-1	055-272-0500	40	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
市川富士見 保 育 所	〒409-3606 市川三郷町高田 152-1	055-272-0260	115	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

・私立保育所

施設名称	住所	電話番号	定員	保育時間	
高田保育園	〒409-3606 市川三郷町高田 2786-2	055-272-4862	60	標準	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分
				短	午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分
				延長	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分
定林寺立正 保育園	〒409-3244 市川三郷町岩間 4161-5	0556-32-2326	30	延長	午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分
				標準	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
				短	午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分
ひまわり 保育園	〒409-3244 市川三郷町岩間 2834-3	0556-32-2726	40	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分
				延長	午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分

・私立認定こども園

施設名称	住所	電話番号	定員	保育時間	
認定こども園 市川幼稚園	〒409-3601 市川三郷町市川大門 1782	055-272- 0156	13(1号)	午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分	
			67 (2・3号)	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
認定こども園 市川南幼稚園	〒409-3601 市川三郷町市川大門 561	055-272- 1471	35(1号)	午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分	
			60 (2・3号)	標準	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
				短	午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分

※認定こども園の1号は幼稚園としての利用児（認定こども園は幼稚園利用と保育利用が選べる。）